

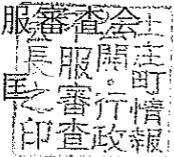


28答申第1号

平成29年3月27日

土庄町長 三枝邦彦 様

土庄町情報公開・行政不服審査会
会長 葛西裕



土庄町情報公開条例13条の規定に基づく諮問に対する答申

平成29年1月6付けで諮問のありました次の件について、別紙のとおり
答申します。

土庄町長あてに提出された平成28年12月23日付け審査請求につ
いての諮問

1 審査会の結論

実施機関の判断は妥当である。

2 審査請求に至る経緯

平成28年12月8日付けで、本件審査請求人（以下「請求人」という。）から、次の項目について土庄町情報公開条例（以下「条例」という。）の規定に基づく情報公開請求（以下「公開請求」という。）があった。

「土庄町土地開発公社が今年11月に提起した土地代金の返還を求めた民事訴訟の①訴状、②甲号証、③証拠説明書の各写し（土地開発公社から町長、副町長その他の職員の取得した写しの中の最も詳細なもの）」

土庄町長（以下「実施機関」という。）は、この公開請求に対して、民事訴訟法91条1項の規定により閲覧することができる文書であるから、条例の規定が適用されないとして、情報公開請求却下処分をした。

この決定に対し、請求人から、平成28年12月23日付け（同26日到達）で、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求があったので、実施機関は条例に基づき、平成29年1月6日付けで審査会に諮問した。

3 請求人の主張

請求人の理由説明は次のとおりである。

(1) 本件処分は、土庄町情報公開条例の解釈適用を誤った違法な処分

であるから、本件処分を取り消し、全部を公開する必要がある。

- (2) 本件却下通知書の「却下の理由」欄記載の主張は、誤りである。民事訴訟法91条1項の規定は、単に「閲覧」のみを認めた規定であって、「写しの交付」は認められていないのである。したがって、「写しの交付」を求める場合には、土庄町情報公開条例の規定に基づく必要があるのである。
- (3) 本件公開請求対象の行政文書は、裁判所において保有する文書ではなく、実施機関において保有している行政文書なのであり、公開条例にいう「当該情報」とは情報の内容が同一ではないのである。
- (4) 実施機関が主張する理由は、過去の処分の理由とは全く異なっている。

4 実施機関の説明要旨

請求人が公開を求める情報は、民事訴訟法91条1項の規定により、何人も裁判所書記官に対し、閲覧を請求できるものである。したがって、条例15条1項により、条例の規定は適用されない。

5 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的な考え方

条例の目的は、その1条にあるように町民の情報の公開を求める権利を明らかにし、町民の町政に対する理解と信頼を深め、もって町政の発展に寄与することである。審査会は、この目的に適うように条例を解釈し、事案について判断する。

(2) 本件対象情報の内容について

本件の公開請求は、次の情報の公開を求めたものである。

「土庄町土地開発公社が今年11月に提起した土地代金の返還を求めた民事訴訟の①訴状、②甲号証、③証拠説明書の各写し（土地開発公社から町長、副町長その他の職員の取得した写しの中の最も詳細なもの）」

(3) 具体的な判断

ア 条例15条1項の趣旨

条例15条1項の趣旨は、他の法令等の規定により定められた閲覧等の制度と条例による情報公開制度との調整規定として、他の法令等による閲覧等が設けられている場合における条例の適用関係を定めるものであり、本件規定は、他の法令等の規定により公文書の閲覧等を受けることができるときは、当該法令等が定める公文書の閲覧等の制度を利用すべきであることから、条例を適用しないことを定めている。

この趣旨からすれば、「情報」（条例15条1項）には、実施機関が保有している文書についても含まれると解すべきである。

イ 写しの交付ができないことについて

条例15条1項においては、他の法令の規定により、ある情報について（1）閲覧または縦覧の手続が定められている場合には、「当該閲覧又は縦覧に限り」条例の適用がない旨の限定、（2）「謄本、抄本その他の写しの交付の手続が定められている場合には、「当該写しの交付に限り」条例の適用がない旨の限定がいずれも付されていない。このことからすれば、条例15条1項においては、他の法令の規定により、ある情報について、（1）閲覧若しくは縦覧及び（2）謄本、抄本その他の写しの交付に関して、（1）又は（2）のいずれかについて、手続が定められている場合には、条例の適用がない旨を規定しているものと解するのが相当である。

この点に関して請求人は、上記のような解釈によった場合、他の

法令の規定により、閲覧又は写しの交付の一方についてしか手続が定められていない場合には、手続の定めのない方法による公開が不可能となる旨を主張する。

しかし、他の法令の規定により、一定の要件、手続及び方法により特定の種類の公文書について公開することが定められている場合において、公文書一般を対象とする情報公開条例を制定するとした場合、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の趣旨にのっとった施策の策定及び実施に努めるべきことが要請される（同法25条参照）ものの、両者間の調整をどのように図るか、具体的には、他の法令の規定する方法以外の方法による公開、あるいは、所定の期間が経過した後の公開を当該特定の種類の公文書についても、これを認めるものとするかどうかは、地方公共団体の立法政策にゆだねられている問題であって、当該公文書以外の公文書と同様の公開の方法が認められない場合が生じるからといって、情報公開条例を制定する意義が失われているものとはいえない。

ウ 本件公開請求について

請求人が公開を求める情報は、民事訴訟法91条1項の規定により、何人も裁判所書記官に対し、閲覧を請求できるものである。したがって、条例15条1項により、条例の規定は適用されない。

(4) 結論

以上から、冒頭結論のとおり判断した。

以上